

オートプシー・イメージング学会選挙管理規程

第1条（目的）

本規程は、オートプシー・イメージング学会の役員候補を選出するための選挙運営について定める。

第2条（選挙管理委員会）

選挙管理委員会は、役員候補選出のための選挙を行う準備から選挙完了までの手続きを施行する。

第3条（選挙管理委員会の設立）

役員任期満了到来の前年度の9月までに設置する。

第4条（選挙管理委員）

選挙管理委員（以下、「委員」という）は、理事会が決定し、理事長が委嘱する。

2 選挙管理委員長（以下、「委員長」という）は、委員の互選により選任する。

第5条（委員の任期）

委員の任期は、委嘱された日から候補者確定の公示がなされるまでとする。

2 委員に欠員が生じたときは、理事会が後任者を決定し、理事長が委嘱する。

第6条（選挙の公示）

立候補者（自薦他薦を問わない。以下同じ。）の募集は、投票期間の初日から遡って3か月前までに行わなければならない。

2 立候補者の募集期間は、14日間以上確保し、募集期間までに会員に電磁的方法により、応募手続きを公示する。

第7条（立候補者の公示）

立候補者募集期間中に受け付けた立候補者を電磁的方法により公示する。

第8条（立候補者と推薦者）

立候補者は、推薦者になることができない。

2 推薦者は、2名以上の立候補者を推薦することができない。

3 理事会推薦候補者は、推薦者になることができない。

第9条（選挙人及び投票）

選挙人は、会員メーリングリストに登録されている正会員及び一般会員とする。

- 2 投票は電磁的方法により厳密かつ公正な投票を行う。
- 3 前項に定める投票の方法は、選挙管理委員会が投票に先立って定める。

第10条（選挙結果の開票）

開票結果は、集計し、直ちに開示する。

第11条（当選者の確定）

委員長は、選任細則に規定された役員就任要件に従い、役員候補者を確定し、理事長に報告する。

- 2 立候補者数が定数または定数を下回った場合には、信任投票とする。

第12条（当選者の公示）

理事長は、選挙結果を選挙人に電磁的方法により公示しなければならない。

附則

1. この規定は平成29年3月11日から施行する。